

真崎区自治会規約

第1章 総 則

(目的)

第1条 この会は、行政区及び地域の各種団体との協力・連携のもとに、会員相互のふれあいを深め、福祉を増進し、地域環境の整備や防災などに努めるとともに、行政との協議・協力を進めつつ、住民のためのまちづくりを行うことを目的とする。

(名称)

第2条 この会は、真崎区自治会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第3条 本会の主たる事務所は、真崎区自治会集会所（東海村大字村松865番地）内に置く。

(事業)

第4条 本会は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 会員相互の親睦に関する事。
- (2) 身近な地域のまちづくりに関する事。
- (3) 防災及び生活環境整備に関する事。
- (4) 福祉の増進及び青少年健全育成に関する事。
- (5) 地域の各種団体及び行政との連絡調整に関する事。
- (6) 所有する資産及び施設の管理運営に関する事。
- (7) 地区自治会活動に関する事。
- (8) その他、本会の目的達成に必要な事業に関する事。

(区域)

第5条 本会の区域は、東海村大字村松、大字白方、村松北2丁目の一部とする。

(会員)

第6条 本会に、一般会員と賛助会員を置く。

- (1) 一般会員は真崎区域の各班(常会)に加入し、第1条の目的を達成するため諸活動を行うもので、自治会に届け出たものとする。班の設置基準は別に定める。
- (2) 賛助会員は真崎区域内の事業主等で、第1条の目的に賛助し、自治会に届け出たものとする。

(入会)

第7条 本会の趣旨に賛同し、入会を希望する者は班(常会)長をとおして会長に届け出るものとする。

- 2 会長は前項の入会申込みがあった場合には、正当な理由がなくこれを拒んではならない。
- 3 会長は、当該区域に居住する自治会未加入者に対して、本会の趣旨を説明し、加入促進に努めるものとする。

(退会)

第8条 会員が次の各号の一つに該当する場合には退会したものとする。

- (1) 第5条に定める区域内に住所を有しなくなった場合。
- (2) 本人より班(常会)長をとおして退会届が会長に提出された場合。
- 2 会員が死亡、又は失踪宣告をうけたときは、その資格を喪失する。

第2章 組 織

(役員)

第9条 本会に、次の役員を置く

- | | |
|------------|-----|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 2名 |
| (3) 書記長 | 1名 |
| (4) 会計長 | 1名 |
| (5) 評議員 | 若干名 |
| (6) 専門委員長 | 5名 |
| (7) 集会所管理者 | 1名 |

(役員を選出)

第10条 役員を選出は、次のとおりとする。

- (1) 会長・副会長・集会所管理者については、役員選考委員会において選出し、総会において承認を得る。
- (2) 書記長・会計長については、会長が評議員と協議選出し、会長が委嘱する。
- (3) 評議員は、別に定める細則に従い選出し、総会において報告する。
- (4) 専門委員長は委員の互選により選出し、会長が委嘱する。
- (5) 第9条に定める役員は各々の他役員を兼務することも出来る。

(役員の任期)

第11条 役員の任期は、次のとおりとする。

- (1) 会長・副会長・書記長・会計長・評議員・集会所管理者及び専門委員長は2年とする。但し、再任は妨げない。
- (2) 役員任期中に欠員が生じ、補充された場合前任者の残任期間とする。

(役員の職務)

第12条 役員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は会を代表して会の業務を総括する。
- (2) 副会長は会長を補佐するとともに、グループ内の職務を総括し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 集会所管理者は集会所の管理・運営に当たる。
- (4) 書記長は会長の命を受け庶務を担当する。
- (5) 会計長は会計事務を担当する。
- (6) 評議員は会の運営に関し、会長の諮問に応じるとともに必要な事項について審議する。
- (7) 専門委員長は会長の命を受けて専門委員会を運営する。

(役員選考委員会)

第13条 役員選考委員は、書記長、会計長、評議員があたり、役員改選時の3ヶ月を目途に設置する。

- (1) 役員選考委員会には、委員の互選により正、副委員長を置く。
- (2) 委員長は、選考の結果を総会において報告する。

(顧問、相談役の委嘱)

第14条 本会には、必要に応じて、顧問・相談役を置くことができる。

- (1) 顧問、相談役は会長が委嘱する。
- (2) 顧問、相談役は会長の要請に応じ会議で意見を述べることができる。

(班長及び事業主等の職務)

第15条 班長及び事業主等は組織の代表として、会長を通して自治会及び行政との連絡・調整等の業務を担当する。

(グループの編成)

第16条 本会の事業推進にあたって、真崎区域にグループを編成し活動することができる。グループの編成は別に定める。

(専門委員会の設置)

第17条 第4条の事業を円滑に推進するため、本会に専門委員会を置くことができる。専門委員会の詳細は、細則に定める。

(専門委員の選出)

第18条 専門委員は各班、各種団体所属者及び地域の組織等に所属する者の中から役員会で選考し会長が委嘱する。

(専門委員の任期)

第19条 専門委員の任期は、次のとおりとする。

- (1) 専門委員の任期は、2年とする、但し、再任は妨げない。
- (2) 任期中に欠員が生じ補充された場合の任期は前任者の残任期間とする。

(専門委員の職務)

第20条 専門委員は所属する専門委員会の活動内容を調査研究し、業務推進に当たる。

第3章 会 議

(会議)

第21条 本会の会議は総会、運営委員会、役員会及び専門委員会とする。

(総会の種別)

第22条 本会の総会は、定期総会と臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第23条 総会は、役員、班長、専門委員及び代議員をもって構成する。

- 2 代議員は各班の後任班長とする。但し、班世帯数が 15 戸以上の場合は、1 名を追加する。

(総会の権能)

第 24 条 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 規約の改廃に関すること。
- (2) 事業報告及び決算に関すること。
- (3) 事業計画及び予算に関すること。
- (4) その他本会の重要事項に関すること。

(総会の開催)

第 25 条 定期総会は、年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一つに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 運営委員会での議決があったとき。
- (3) 全会員の 3 分の 1 以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。
- (4) 第 45 条第 3 号の規定により会計監査員から開催の請求があったとき。

(総会の招集)

第 26 条 総会は、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第 2 項第 2 号および第 3 号並びに第 4 号の規定による請求があったときは、その請求があった日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開催の 5 日前までに文書をもって通知しなければならない。

(総会の議長)

第 27 条 総会の議長は、構成員の中から選出する。

(総会の定足数)

第 28 条 総会は構成員の 2 分の 1 以上の出席がなければ、開会することはできない。

(総会の議決)

第 29 条 総会の議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の委任表決)

第 30 条 止むを得ない理由のため総会に出席できない構成員は、他の構成員を代理人として表決を委任することができる。

- 2 前項の場合における第 28 条および第 29 条の規定の適用については、その構成員は出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第 31 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 会員の現在数及び出席者数（委任者を含む）
 - (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名押印しなければならない。

（運営委員会）

第 32 条 運営委員会は総会に次ぐ議決機関であり、役員及び班長を以って構成し、必要に応じ会長が招集し、議長となる。

（運営委員会の議決事項）

第 33 条 運営委員会は本規約に定めるもののほか、本会の運営に関する全ての事項を議決する。

（役員会）

第 34 条 役員会は本会の執行機関であり、役員をもって構成し必要に応じて会長が招集し、議長となる。

（専門委員会）

第 35 条 専門委員会は、各専門委員会の活動事項について審議、推進する。
会議は必要に応じて専門委員長が招集し、議長となる。

第 4 章 資産及び会計

（資産の構成）

第 36 条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 別に定める財産目録記載の資産
- (2) 会費
- (3) 活動に伴う収入
- (4) 資産から生じる果実
- (5) その他の収入

（資産の管理）

第 37 条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は運営委員会の議決よりこれを定める。

（資産の処分）

第 38 条 本会の資産で第 36 条に掲げるもののうち、別に総会において定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において出席者の 4 分の 3 以上の議決を要する。

（経費の支弁）

第 39 条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(役員等の手当)

第 40 条 本会の役員等には、別に定める手当を支給することができる。

(会計年度)

第 41 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、3 月 31 日に終わる。

(会費)

第 42 条 本会の会員は、別に定める会費を納入しなければならない。

第 5 章 会計監査

(会計監査員の選出)

第 43 条 本会に会計監査をするため、会計監査員を 2 名置き、会長が委嘱するとともに総会に報告する。

(会計監査員の任期)

第 44 条 会計監査員の任期は、2 年とする。但し、再任を妨げない。

(会計監査員の職務)

第 45 条 会計監査員は次に掲げる職務を行う

- (1) 本会の会計及び資産の状況を監査し、総会に報告すること。
- (2) 会計及び資産の状況について、不整の事実を発見したときはこれを総会に報告すること。
- (3) 前号の報告をするため必要があると認めるときは、総会の開催を会長に請求することができる。

2 会計監査員は、運営委員会、役員会に出席して意見を述べることができる。

第 6 章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第 46 条 この規約は、総会において出席した会員の 4 分の 3 以上の議決を得、かつ、東海村長の認可を受けなければ変更することができない。

(解散)

第 47 条 本会は、地方自治法第 260 条の 20 により解散する。

2 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会において出席した構成員の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

(残余財産の処分)

第 48 条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において出席した構成員の 4 分の 3 以上の承諾を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

第 7 章 雑 則

(備付け帳簿及び書類)

第 49 条 本会の事務所には、規約、会員名簿、許可及び登記等に関する書類、総会、運営委員会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書

類その他必要な帳簿及び書類を備えておかなければならない。

(細則等の制定)

第 50 条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は運営委員会の承認を得て、別に定めることができる。但し、制定事項は総会に報告しなければならない。

付 則

- (1) 昭和 63 年 4 月 1 日施行真崎区規約は、平成 18 年 3 月 31 日を以って廃止する。
- (2) この規約は平成 18 年 4 月 1 日に制定する。(但し、役員及び専門委員の任期については、19 年度より施行するものとする。)
- (3) 本規約は平成 20 年 3 月 23 日一部改正、平成 20 年 4 月 1 日より施行する。
- (4) 本規約は平成 22 年 3 月 28 日一部改正、平成 22 年 4 月 1 日より施行する。
- (5) 本規約は令和 5 年 3 月 26 日一部改正、令和 5 年 4 月 1 日より施行する。
(地域活力部会及びグループリーダーの削除及び記載の適正化に伴う改正)

真崎区自治会規約細則

1. 本会に参加する各班(常会)及び事業主の組織等について
 - (1) 各班の構成は5戸以上とする。但し1世帯でも自治会加入を認め広域班として、組織し第1条の目的を達成する為に活動するものとする。
 - (2) 事業主等は事業所、アパート及び寮等の経営者などで、第1条の目的に賛同するものとする。
2. グループの編成について
 - (1) 地域活性化推進の為、真崎区自治会に属する班(常会)を次の2グループに編成し活動する。
 - (イ) 第1グループ
雨澤・檜内西・檜内南・檜内東・サニータウン・新和・商栄・白根中・白根東・白根西・東・館沼・長月・仲町・仲町2・入・砂岸会・サンガーデン・白根南
 - (ロ) 第2グループ
荒谷東・荒谷西・すみれ・日栄会・長畑・長畑2・荒谷台・荒谷台南・ヴィラ荒谷台・根崎・青葉・滝坂・桃山・桃山第2・桃山第3・原電滝坂1・原電滝坂2・原電滝坂3・原電滝坂4・エレガンスヒル・広域班
 - (2) 第1・第2グループ事業の企画、運営等合同運営することが出来る。
3. 総会について
総会は毎年3月第4日曜日に開催する。
4. 評議員について
評議員の選出については、会長が副会長及び各種団体等に選出を依頼し、選出された会員から、会長及び副会長が協議し、若干名を選出する。
5. 専門委員会について
本会に次に示す5つの専門委員会を置く。
 - (1) 広報・文化委員会 (広報・芸術・スポーツ・歴史研究・生涯学習等)
 - (2) 活力委員会 (親睦・仲間作り・ボランティア育成・住民自治等)
 - (3) 防犯・防災委員会 (地域防犯・防災・交通安全・原子力安全等)
 - (4) 生活・環境委員会 (生活環境整備・快適・安心の地域作りごみ対策等)
 - (5) 福祉委員会 (高齢者・児童福祉・地域福祉・青少年健全育成等)
 - (イ) 専門委員は所属する専門委員会の活動目的を達せられるよう、職務に当たる。
 - (ロ) 専門委員会は、専門委員会毎の活動事項について適時審議する。会議は、必要に応じて専門委員長が招集し、議長にあたる。
 - (ハ) 専門委員長は、専門委員会で審議した内容を役員会へ報告する。
6. 行動費
本会の次の役員等に手当を支給する。但し、手当は、東海村からの一括交付金を充てる。

(1) 自治会長	年額 350,000 円
(2) 副自治会長	年額 60,000 円
(3) 集会所管理者	年額 57,000 円
(4) 書記長、会計長	年額 30,000 円
(5) 評議員、専門委員長	年額 10,000 円
(6) 班長	年額 10,000 円
(7) 防火管理者	年額 10,000 円

7. 各種団体又は同好会への活動助成金について

- (1) 各種団体とは、真崎区住民で結成された団体又は、同好会で自治会に登録を申請し、会長又は役員会で承認許可された団体とする。
- (2) 自治会が主催する事業又は活動への支援協力要請に対し積極的に協力し、その成果が大であると会長又は役員会が認めた各種団体（※）又は同好会には、事業年度1回に限り活動助成金を支給する。
- (3) 活動協力助成金は、一団体当たり年 20,000 円とする。

※各種団体：かざぐるまの会・まさき会・美咲会・フレッシュ会・友愛クラブ・真崎の未来を考える会・村小おやじの会

8. 会費

- (1) 1 世帯あたり 600 円/年とする
- (2) 但し、10 月 1 日以降入会の場合 300 円とする
- (3) 年度途中の退会の場合、納付した会費は返納しないものとする。

9. その他

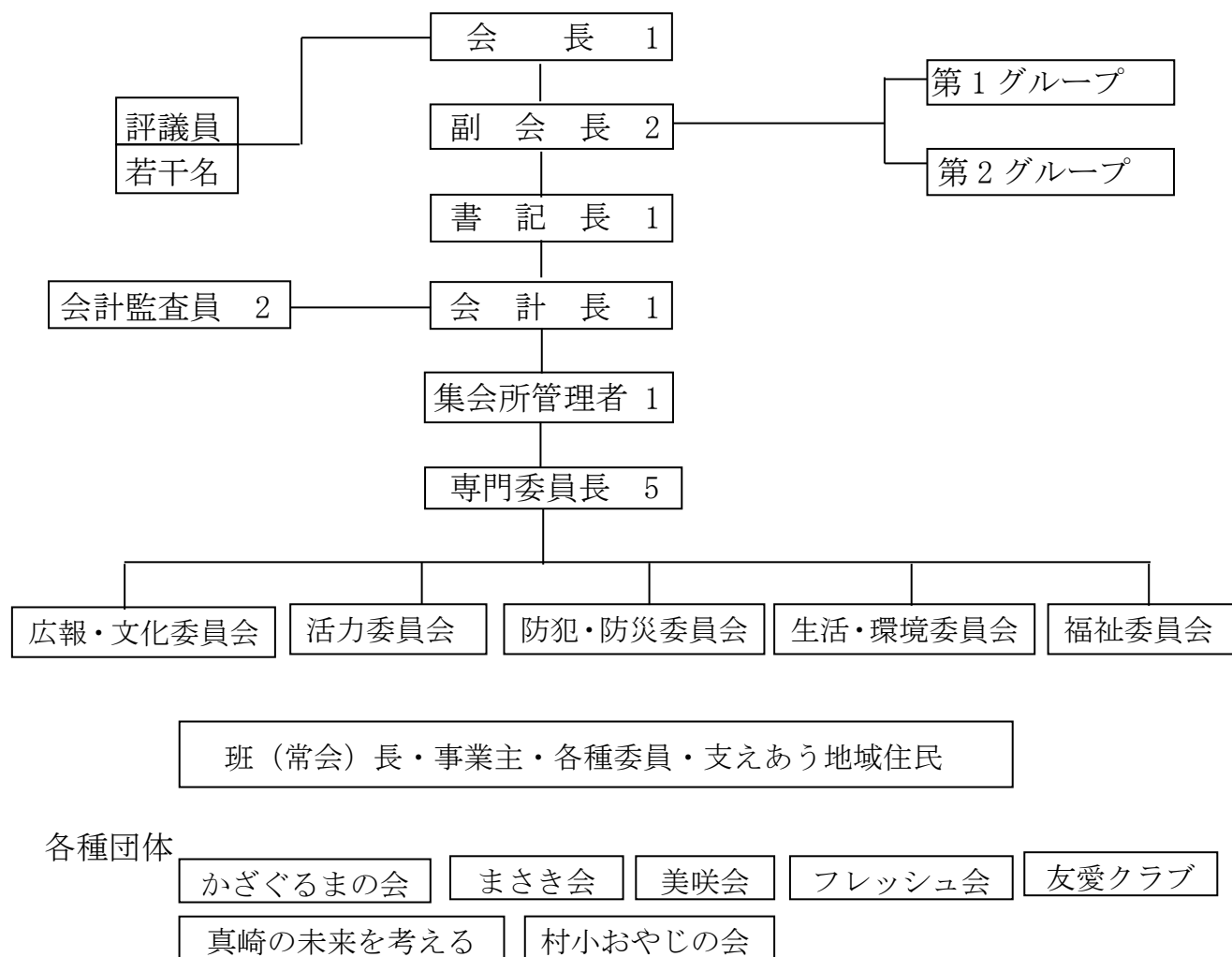
- (1) 自治会登録世帯の代表者が死亡した場合は自治会長が葬儀に参列する。
香典は 3,000 円とし、会費より支出する。
- (2) 上記以外に自治会又は関連の功労者が死亡した場合は、香典又は花輪代等を慶弔費より支出する。支出については、会長及び副会長の判断に一任する。
- (3) 真崎区自治会組織図(附図)

付則

本細則は平成 26 年 3 月 16 日一部改正、平成 26 年 4 月 1 日より施行する。
 本細則は平成 28 年 3 月 20 日一部改正、平成 28 年 4 月 1 日より施行する。
 本細則は平成 29 年 3 月 26 日一部改正、平成 29 年 4 月 1 日より施行する。
 本細則は平成 30 年 3 月 25 日一部改正、平成 30 年 4 月 1 日より施行する。
 本細則は令和 2 年 3 月 31 日一部改正、令和 2 年 4 月 1 日より施行する。
 （若葉常会の脱会及び記載の見直しに伴う改正）
 本細則は令和 5 年 3 月 26 日一部改正、令和 5 年 4 月 1 日より施行する。
 （地域活力部会及びグループリーダーの削除に伴う改正）

附図

真崎区自治会組織図



運営に係る会議

- (1) 総 会 (代議員制)
- (2) 役員会 (会長・副会長・書記長・会計長・評議員・集会所管理者・各種専門委員長)
- (3) 評議委員会 (評議員)
- (4) 役員選考委員会 (書記長・会計長・評議員)
- (5) 運営委員会 (役員・班長)
- (6) 専門委員会 (各専門委員)